

## 徳島県総合教育会議運営要綱(案)

## (設置)

第1条 知事と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本県教育の課題及び目指すべき姿等を共有し、連携して効果的に教育行政を推進するため、徳島県総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

## (構成員)

第2条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

## (会議)

第3条 会議は、知事が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があるときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、知事及び教育委員会は、その調整の結果を尊重するものとする。

## (意見聴取)

第4条 知事及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

## (議長)

第5条 会議は、知事がその議長となる。

## (会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

## (議事録)

第7条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定に該当する場合は、公表しないことができる。

## (事務局)

第8条 会議の事務局を徳島県政策創造部総合政策課に置く。

## (補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 「徳島県総合教育会議」について

### 1 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行(平成27年4月1日)に基づき、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することが義務づけられた。

「総合教育会議」については、知事と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としている。

### 2 会議の構成及び位置づけ

#### (1) 構成員

知事及び教育委員

#### (2) 位置づけ

知事と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には該当しない。

#### (3) 会議の招集

知事が招集する。また、教育委員会は協議する必要があると思料するときは、協議すべき具体的事項を知事に示して、招集を求めることができる。

#### (4) 会議での決定事項

知事及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行する。

### 3 総合教育会議において「協議」する事項

#### (1) 大綱の策定に関する協議

#### (2) 教育の条件整備、その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する等重点的に講ずべき施策

#### (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

### 4 今後の進め方

平成27年度においては、「徳島教育大綱（仮称）」の策定に係る協議で4回程度開催予定。

## 「徳島教育大綱（仮称）」の策定について

### （1）策定の趣旨

知事が「総合教育会議」において教育委員会と協議・調整し、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。（地教行法第1条の3）

### （2）基本の方針

国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌した上で、徳島県の実情に応じ、今後において知事部局と教育委員会の連携により推進する必要がある施策の方向性を「大綱」として定める。

### （3）推進期間

平成27年度から30年度までの4年間

### （4）策定期期

平成27年秋頃

## 教育に関する大綱について(参考)

### 1 法律上の位置づけ

	大綱	地方教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条の3第1項）	教育基本法（第17条第2項）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

### 2 大綱に関する文部科学省の考え方（H26.7.17 文科省通知）

#### (1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱が対象とする期間は、4年～5年程度を想定している。

### 3 本県の教育振興基本計画の策定状況

- 徳島県教育振興計画（H21～24年度）
- 徳島県教育振興計画第2期（H25～29年度）

## 基本方針1

### 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現

#### 現状と課題

少子高齢化をはじめ、グローバル化、情報化など社会が直面する様々な課題を解決できる人づくりを進めるため、キャリア教育やグローバル化に対応した教育、スポーツ活動や文化芸術活動の充実を図る各施策に取り組んでいる。

今後は、さらに国際理解や国際協調の精神を育みながら、他者と協働して未来を切り拓くことができるグローバル人材の育成とともに、ふるさと徳島の魅力を県内外に発信できる人材の育成を図ることが求められている。また、地域産業の活性化につながる6次産業化に対応した教育を進めることや、スポーツ競技力の向上を図ることも課題である。

こうした施策を推進しながら、生徒一人一人が自己の能力を伸ばし、それぞれが持つ多様な価値観や個性を活かすことができるよう、将来の目標を考える機会の充実を図るとともに、的確な進路指導を行うことが重要となってくる。

#### 今後の方向性

- 「徳島県キャリア教育推進指針」に基づく小・中・高を通じたキャリア教育を推進するとともに、職場体験・インターンシップ等を効果的に実施するため、受入先企業データベース「あわ教育サポーター企業等データベースシステム」の充実や利用促進を図る。
- 6次産業化による新たな産業の創出に対応するため、「徳島県農工商教育活性化方針」に基づく農業・工業・商業科設置高校の連携を促進する。
- 国際科学オリンピック予選のための高大連携での講習会の実施等により、科学技術に対する探究心を養う。
- 文部科学省の「英語教育強化地域拠点事業」や「スーパーグローバルハイスクール」の指定を受け、外国語教育の改善や質の高い国際教育を推進する。
- 「Tokushima英語村プロジェクト・ステップアップ事業」をはじめとした、児童生徒が各段階で世界を体感する場を創造することにより、英語でのコミュニケーション能力の向上を図るとともに、広く世界へ目を向ける姿勢や、国際協調の精神を育成する。
- 海外の学校とのパートナーシップ協定の締結による諸外国の同世代の児童生徒との交流や、海外見本市での出店等を通じて、相互理解を深め、豊かな国際感覚を養う。

- 「夏季2020東京オリンピック」に向けて、鳴門渦潮高校及びトップスポーツ校のさらなる競技力の向上を図る。さらに、鳴門渦潮高校においては、施設・設備の利用促進を図り、県外強豪校との交流や大学等との連携を密にし、スポーツ拠点校としての機能強化に努める。
- 地域における文化芸術活動の拠点となる「文化芸術リーディングハイスクール」を指定し、生徒の技術力向上を図り、次代を担う人材を育成する。
- 「あわ文化」に関する教育の実施とともに、「あわ文化」を次世代に伝承するため、「あわっ子文化大使」の育成など、ふるさと徳島の魅力を全国に発信できる人材育成の取組みを充実させる。

## 基本方針2

### 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現

#### 現状と課題

学校教育において、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を身に付け、多様で変化の激しい社会において個人として自立し協働できる人づくりを目指して、様々な施策を実施している。

「確かな学力」の育成については、平成27年2月に策定した「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」に基づく取組みを推進する必要がある。

「豊かな心」の育成については、小・中学校において道德の時間が特別の教科として教育課程に位置づけられることとなり、道德教育のさらなる充実が求められている。

「健やかな体」の育成については、本県の児童生徒の体力・運動能力は改善傾向にあるものの、多くの運動種目で全国平均以下の状態が続いており、運動習慣の確立や望ましい生活習慣の形成を図ることが課題となっている。

また、特別支援学校において、生徒の働くための意欲や技能の向上を図っており、今後とも職業的自立に向けた取組みを推進する必要がある。

#### 今後の方向性

- 本県独自の「学力・学習状況調査」を実施し、児童生徒の学力や学習状況、個々の学校マネジメントの状況等を把握、PDCAサイクルにより学力向上を確かなものとするため、「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」に基づき、授業の改善や児童生徒が主体的に取り組む家庭学習の充実を図る。
- リーディングハイスクールに指定した城ノ内中・高等学校において、先取り学習や単位制導入による進度別・習熟度別授業の展開、教員の指導力強化、CALLシステム（コンピュータ支援語学学習システム）の導入等により、難関大学進学はもとより、グローバル社会を視野に入れた進路の実現を目指す。
- 道德教育では、道德教育推進教師の研修等の充実を図るなどし、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作る上で求められる規範意識などを育む。それとともに、自分はどのように生きるべきかなどについて、自らの生き方を育んでいく教育を推進する。
- 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、保護者が子供と一緒に運動する機会を設けたり、体力の土台となる生活習慣の大切さを啓発したりすることを通して、子供の体力や健康への意識を高める。
- 子供たちの幅広い健康課題に迅速かつ適切に対応するとともに、本県の児童生徒の特徴的な健康課題である「肥満予防」に向けて、「食事」・「運動」・「生活習慣」等を連携させた取組みを実施する。

- 新たに設立された中学校文化連盟と連携し、「徳島県中学校総合文化祭」を創設するとともに、全国高等学校総合文化祭等への生徒の派遣を支援することにより、中学生、高校生が優れた芸術活動に触れる機会等を拡充し、豊かな感性を育成する。
- 特別支援学校生徒の社会的・職業的自立のため、関係機関との連携を強化し、企業の障がい者雇用への理解を推進するとともに、「とくしま特別支援学校技能検定」を実施するなど、生徒の就労意欲や技能向上を図る。
- 発達障がい教育については、児童一人一人の教育的ニーズに、よりの確に応える体制を進めるため、多様な学びの場を充実し、教育分野の専門家との連携や研修内容の充実を図るなど、教員の専門性の向上に取り組む。



## 基本方針3

### 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現

#### 現状と課題

人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域が一体となった教育体制づくり、地域に開かれ信頼される学校づくりが求められている。

現在、「放課後子供教室」などにより放課後等に子供たちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりが広まるとともに、学校サポーターズクラブなどによる学校支援活動や学校・家庭・地域連携支援スペシャリストの活動などを通して、学校と地域の連携が図られており、今後も地域ぐるみで子供たちを育てる気運を高め、体制を整えていくことが必要である。

また、各県立学校では、スーパーオンリーワンハイスクール事業等を通じて、各校の特色を活かした「開かれた学校づくり」に取り組んでおり、引き続き地域と連携した取組みの拡充が求められている。

#### 今後の方向性

- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子供の安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を推進していく。
- 平成27年3月に策定した「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」に基づき、全ての幼児に対して質の高い教育・保育が行われるよう取組みを推進する。
- 地域による学校支援をさらに促進するため、徳島県独自の取組である「学校サポーターズクラブ」の認証を推進する。

## 基本方針4

### 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現

#### 現状と課題

生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざし、学び続ける場と機会の充実を図るとともに、子供たちが郷土とくしまの自然や歴史・文化を学ぶ機会を提供し、伝統文化・文化財の普及・継承にも努めている。

今後もさらに積極的な情報発信に努め、生涯学習に関連する各施設の利用促進を図り、学びの機会を「いつでも」・「どこでも」提供していく必要がある。

#### 今後の方向性

- 文化の森総合公園各館が、調査研究の成果を活かした普及教育活動を積極的に進め、県内外施設と民間との連携により、幅広い層の県民に親しまれる魅力ある企画展を実施するとともに、わかりやすい案内板の設置や多言語表示などを行い、障がい者や外国人、高齢者にも利用しやすい「学びの環境」を整備する。
- 埋蔵文化財総合センターを拠点に、文化財のデジタルコンテンツ化による情報発信をはじめとした文化財の総合的な活用を推進し、住民参加による文化財を活かした地域づくりを進め、文化遺産を活用した「学びの場」を創造する。
- 生涯学習への県民の多様なニーズに対して、生涯学習情報システムによる積極的な情報発信を行い、ワンストップサービスで「学びの機会」を提供する。

## 基本方針5

### 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

#### 現状と課題

児童生徒が、安全・安心に学ぶことのできる教育環境を実現するため、学校施設の耐震化を進めるとともに、中学校・高等学校の「防災クラブ」を中心に地域防災の即戦力及び将来の担い手を育成しており、さらにこの取組みを拡充する必要がある。

また、これまで活力と魅力ある学校づくりを目指した高校再編を行ってきたところであり、今後も、進行する少子化や社会情勢の変化による様々な課題に対応した高校教育について検討し、次代を担う人材の育成と地域の活性化につながる学校づくりを進めることが課題となっている。

#### 今後の方向性

- 県立学校において、「防災クラブ」を設置するとともに、「防災士」の資格を有する教員の養成を進めるほか、新たに高校生を「防災士」として育成することで、地域の関係機関や防災組織との協働が活性化、地域防災のさらなる強化を推進する。
- 児童生徒の安全・安心確保のため、今後とも、地域住民の積極的な参加による「スクールガード」の見守り活動を推進する。
- いじめや不登校等の問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールプロフェッサーの派遣などの相談体制を整えるほか、大学等と連携した、自他の命を守るためのワークショップ形式の学習を実施し、対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等を育成する「徳島版予防教育」の普及を図る。
- 地域をはじめ、大学や企業及び研究機関との連携を強化させることで、全県的な特色ある教育活動のレベルアップを図り、全国に発信できる徳島ならではの取組みを行う「日本のオンリーワンハイスクール」を目指す。
- 新しい産業を創出できる人材や徳島の中山間地域を活性化していく人材を育成するため、農工商連携による6次産業化に対応した実践的な教育や林業に関する教育の充実に取り組み、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進する。
- 小規模化する学校をコストをかけずに存続させ、かつ教育の質を保障するため、徳島モデルの「新しい小中一貫教育（チェーンスクール・パッケージスクール）」の取組みをさらに進めるとともに、ICTを活用した授業や職員研修を実施することにより、小規模校における課題解決に取り組む。

## ■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律[抜粋]

- 第1条の3** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 第1条の4** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
    - 一 地方公共団体の長
    - 二 教育委員会
  - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
  - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思量するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
  - 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
  - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない
  - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
  - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
  - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。